



## 納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成27年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者やご家族(お子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成27年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成27年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。(平成27年10月1日から12月31日までの間に、今年はずじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。)

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

### <お問い合わせ先>

苫小牧年金事務所 電話 0144-36-6135 〒053-8588 苫小牧市若草町2丁目1-14

## 戦没者等のご遺族の皆さまへ 第十回特別弔慰金が支給されます

### ○特別弔慰金の趣旨

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

第十回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

### ○支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

- 1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者の子
- 3 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹  
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)  
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

○支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

○請求期間 平成27年4月1日から平成30年4月2日  
(請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。)

○請求窓口 日高町役場保険年金課

※なお、平成32年4月1日を基準日とする特別弔慰金については、平成32年4月1日から請求受付を開始する予定です。

請求手続など詳しくは、(日高町役場保険年金課 01456-2-6561)までお問い合わせください。



**ストップ・ザ・交通事故死！**  
—めざせ 安全で安心な 北海道—

**日高町の交通事故件数**

○発生件数	.....	10件
○死者数	.....	2人
○傷者数	.....	14人

2015年9月30日現在

**「町民一人ひとりが交通マナーを守り、  
交通事故のない社会を目指しましょう。」**

**☆冬道では、路面状況をしっかりと確認し細心の注意を！**

冬道は、じわ〜っと運転、じわ〜っと転がし、じわ〜っと止める。  
「発進をじわ〜っと、ハンドルをじわ〜っと、ブレーキをじわ〜っと」

**☆冬タイヤ・冬ワイパーに交換。**

タイヤやワイパーを早めに冬用に交換し、スタッドレスタイヤの摩耗や劣化のチェックをしっかりとしましょう。  
※交換・点検の際には、スノーブラシも忘れずに積んでおきましょう。

**☆冬道ブラックアイスバーンに注意**

初冬期の早朝や夜間には気温が下がり、雨などで濡れている路面が凍結してアイスバーン(ブラックアイスバーン)になっていることがあるので、濡れた路面での急ブレーキや急ハンドル急加速は禁物です。

**☆峠越えする場合はスピードダウン**

峠は、急勾配の坂道、カーブ、橋梁が多く冬道は特に危険です。また、凍結路面でのスリップ事故が多いことから、急発進、急ハンドル、急加速、急ブレーキなどの操作をしない運転を心掛けましょう。

**《スリップ事故を防ぐために》**

- ・雪や氷の溶け始めや凍り始めの時間帯に注意する。
- ・急ブレーキや急ハンドルなどの急のつく運転をしないのはもちろん、平坦な路面でも油断せず路面の変化に即応できるような運転に心がける。
- ・自分の運転技術や車の性能を過信しない。



9月26日  
こどもみこし祭り街頭啓発

**☆冬の交通安全運動**

- ・実施期間 11月11日(水)～20日(金)
- 日没が早まりますので、早めのライト点灯を！！

◎ 日常生活の中で交通安全を考え実践しましょう。

**毎月15日は道民交通安全の日**  
交通事故抑止7大セーフティーキャンペーン

1. 高齢者事故防止
2. 自転車運転走行ルール・マナーアップ
3. シートベルト全席着用
4. スピードダウン
5. 飲酒運転根絶
6. 居眠り運転防止
7. デイ・ライト実践

◇ デイ・ライトで安全運転  
昼間のライト点灯に協力を！

**(昼間点灯効果)**

- ◎ 自らの安全意識が高まる
- ◎ 遠くからでも確認されやすい
- ◎ ドアミラー等を通して確認されやすい
- ◎ 雨や曇りの日は特に目立つ
- ◎ 早め点灯(こまめにハイビーム)